

岩手県告示第791号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業の換地処分をした旨独立行政法人都市再生機構から届出があった。

平成25年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也